

# 介護付きホーム 憩の家

## 特定施設入居者生活介護運営規程



金沢市馬替2丁目8番地1  
株式会社 シェーネアルト  
代表取締役 高澤 タマエ

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条 株式会社シェーネアルトが開設する介護付きホーム 特定施設入居者生活介護（以下「事業所」という）が実施する特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の介護従事者等が、入居している要介護状態にある者（以下「入居者要介護」という）に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」という）の事業は、安定的かつ継続的な事業運営に努め、特定施設入居者生活介護サービス計画（以下「特定施設サービス計画」という）に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うこととし、入居者が、快適な環境の中で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助し、日常生活の自立の向上をもめざすものとする。

2 特定施設サービスは、要介護者のサービス利用を基本とするものである。

3 サービスの提供に当たっては、要介護者と介護者がお互い人間としての尊厳を最も大切に考え、良好な人間関係を築くよう努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 一 名称  | 介護付きホーム憩の家 特定施設入居者生活介護 |
| 二 所在地 | 金沢市馬替2丁目8番地1           |

## 第2章 従業者の職種、人員数及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当該事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、本体施設の職員との協力体制の基次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤・看護師兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1名（常勤・介護福祉士）

生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

三 看護職員 1名（常勤・専従）

介護職員 24名（常勤・専従17名 非常勤・専従6名 兼務2名）

看護職員は、入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、特定施設サービス計画に基づき、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

四 機能訓練員 1名（常勤・作業療法士）

機能訓練員は、入居者の心身の状況等を踏まえて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退を防止するための訓練を行う。

五 計画作成担当者 1名（常勤・介護支援専門員）

計画作成担当者は、入居者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービスを作成する。

2 上記職員の職務内容は、介護保険法及びその他の法令に定める範囲において相互に連携し、職務に当るものとする。

3 尚、上記定員に関して異動時期や緊急等やむを得ない事情がある場合には、介護保険法、その他の法令の定める範囲において増減を認めるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 指定特定施設入居者生活介護は、要介護者3人に1人の介護職員（看護職員含む）を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。夜間等看護職の不在時は、連絡網のマニュアルに添って迅速に対応する。

### 第3章 入居定員及び居室数等

（入居定員・居室数等）

第7条 指定特定施設入居者生活介護施設憩の家の入居者定員及び居室数は、次のとおりとする。

一 入居定員 52名

二 居室数 52室 2階26室、3階26室（全室個室）

三 居室面積 50室 15㎡、 2室 13㎡

四 居室設備及び備品 ウォッシュレット付全自動トイレ・クローゼット・エアコン・テレビ  
ミニキッチン・2モーター介護用ベット・ローチェスト等 インターネット使用可能

### 第4章 特定施設入居者生活介護事業の内容

（受給資格等の確認）

第8条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(サービス提供の決定)

第9条 特定施設の入居は、要介護認定を受けた要介護者であって、居宅にある者のうち、小規模多機能施設介護等を受けていない者に提供する。

(心身の状況等の把握)

第10条 当該事業所の特定施設サービス計画書の作成者は、入居者に係る指定居宅介護支援事業者や主治医及び家族等を通じて入居者の心身の状況、その置かれている環境、現在までの保健医療サービスや福祉サービスの利用状況等の把握をし、入居者に最も適したサービス計画を作成しなければならない。

(特定施設サービス計画に沿ったサービスの提供)

第11条 当該事業所は、計画作成担当者が作成した特定施設サービス計画に沿った特定施設サービスを提供しなければならない。

(特定施設入居者生活介護施設の対象者)

第12条 事業所は、要介護認定者のうち、入居者の心身の状況、若しくはその家族の状況に配慮し、公平な入居を行うように努める。

(特定施設サービス計画等の変更)

第13条 事業所は、入居者が特定施設サービス計画の内容の変更を希望する場合は、入居者及び家族の意向を十分に把握すると共に、入居者、家族、管理者生活相談員等を交え、カンファレンスを行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第14条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は、入居者に対する特定施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 特定施設入居者生活介護サービス計画

二 具体的なサービス内容等の記録

三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

四 市町村への通知に係る記録

五 苦情の内容等の記録

六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(保険給付の請求の証明書の交付)

第15条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した特定施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を、記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(入居者に関する保険者への通知)

第16条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽り、その他不正行為によって保険給付を受けたとき、又は受けようとしているとき。

(特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第17条 事業所は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該入居者の生活介護を妥当適切に行わなければならない。

- 2 当該特定施設サービス計画書は相当期間以上にわたり継続して、入居する入居者については、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 特定施設の従業者は、その提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入居者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなくてはならない。
- 4 事業所は、特定施設サービスの提供に当たっては、当該入居者等の生命又は、身体を保するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- 5 事業所は、自らその提供する特定施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を、図らなければならない。

(特定施設入居者生活介護計画の作成)

第18条 事業所の計画作成担当者は入居者について、入居前に入居者が受けていたサービス等について、その継続性に配慮して、家族及び居宅介護支援事業所等からの情報を得るよう努めなくてはならない。

- 2 事業所の計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得なければならない。

(機能訓練)

第19条 事業所は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むに必要な機能を改善し、またその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(介護)

第20条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状

況に応じて、適切な技術をもって行わなくてはならない。

- 2 事業所は週に二回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 事業所は、入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立についても必要な援助を行わなければならない。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを、適切に取り替えなければならない。
- 5 事業所は、前各項に定めるほか、入居者に対し離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

#### (健康管理)

第21条 事業所の看護、介護職員は、常に入居者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

- 2 事業所の看護職員は、入居者に対して行った健康管理に関し、その内容を記載しなければならない。

#### (相談及び援助)

第22条 事業所は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行わなければならない。

#### (食事の提供)

第23条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況、病状、嗜好を考慮し、適切な時間に行うよう努める。又、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

- 2 療養食を必要とする入居者には、医師が発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容を有する食事を提供する。

#### (その他のサービスの提供)

第24条 事業所は、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

- 2 事業所は、常に入居者及び入居者の家族との連携を図るよう努め、必要な助言、その他の情報提供を行う。

#### (調査への協力)

第25条 事業所は、提供した特定施設サービスに関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切な特定施設サービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導、又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(通常の事業の実施区域)

第26条 通常の実施区域は、石川県内とする。

## 第5章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第27条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する特定施設サービスを提供した際には、その入居者から利用料の一部として特定施設サービスに係る居宅介護サービス費用基準額、又は居宅支援サービス費用基準額から特定施設サービス事業者を支払われる居宅サービス費、又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設サービスを提供した際に、その入居者から支払いを受ける利用料の額と、特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額、又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

一 家賃 1ヶ月につき 42,000円

但し中途入居、退去の場合は、日割計算とする。

※入院中等の部屋の確保を希望した場合は、その期間の家賃は全額徴収する。

二 共益費 1ヶ月につき 34,950円

但し、中途入居、退去の場合は、日割計算とする。

※入院中等の部屋の確保を希望した場合は、共益費は半額とする。

三 食費 1ヶ月(30日)につき 49,500円

但し、中途入居、退去の場合は、日割計算とする。

四 美・理容料・洗濯代は、 施行業者の実費

五 医療費の自己負担分は、全額、医療機関へ入居者が支払う。

六 前各号に掲げるもののほか、嗜好品代、おむつ等提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

七 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行い、文書により入居者の同意を得ることとする。又、前項の料金が改定された場合も文書を交付して説明を行い、文書により入居者の同意を得ることとする。

八 その他 衣服・寝具等特定施設入居者が日常必要とする物は、入居者において準備するものとする。

## 第6章 入居者が留意すべき事項

(保証人の設定)

第28条 入居者は特定施設入居に際して、事業所が用意する利用申込書、サービス利用契約書に署名捺印して提出するとともに適切な保証人を立てる。

(日課の励行)

第29条 入居者は特定施設サービス計画書に基づいた日課を励行し、集団生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第30条 入居者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る

(衛生保持)

第31条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生保持のため事業所に協力する。

(禁止行為)

第32条 入居者は事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所、若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 同時に入居している他の入居者に関する秘密を漏らすこと。
- 七 施設内及び法人の敷地内での喫煙。
- 八 入居者同士及び施設の職員に対して、嫌がらせ、脅し等精神的迫害を与える行為。

2 上記各号に既定する事項は、入居者の家族にも適用する。

第33条 故意又は重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業所は入居者及びその保証人に退去を勧告する場合がある。

2 サービス利用契約書及び特定施設サービス計画に規定されたサービスを受けた入居者が、故意又は重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し、利用の停止を勧告することがある。

3 入居者が当該特定施設の対象でなくなった場合、又は保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を喪失した場合は遅滞なく保険者である市町村に通知し、対応策を検討する。この結果により、退去を勧告することがある。

## 第7章 非常災害対策の計画



(非常災害対策)

第34条 非常災害に備えて必要な設備を設け、火災、地震、風水害、豪雪等の防災、避難に関するマニュアルを作成し、必要に応じ見直しを図る。

2 マニュアルを参考に非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出、その他必要な訓練等を行う。

## 第8章 その他事業の運営に関する重要事項

(掲示)

第35条 事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料、その他、サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第36条 事業所の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後も秘密を漏らしてはならない

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、入居者に対して当事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の供与をしてはならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第38条 サービス提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対して運営規程の概要、介護従事者の勤務体制、その他入居者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について入居者、及びその家族の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第39条 事業所は正当な理由なく、入居の提供を拒んではならない。

第40条 提供した特定施設入居者生活介護に係る入居者からの苦情に、迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講じる。

一 TEL (076) 296-1211

二 FAX (076) 296-1201

2 提供した特定施設の入居に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村職員からの質問、若しくは照会に応じる。

- 3 入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 4 提供した特定施設サービスに係る入居者からの苦情に関して、国民健康保険連合会（以下「国保連」という）が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

- 第41条 入居者に対する特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 入居者に対する特定施設入居者生活介護提供時、事業所の責による事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
  - 3 日常生活上の利用者本人の行動により発生した外傷等については、応急処置及び家族への連絡、医療機関への受診等、適切な処置を講ずるが、治療費の一部負担金は本人負担とする。

（緊急時の対応）

- 第42条 事業所の従業者は、特定施設入居中に入居者の病状に急変が生じた場合、或いはその他必要と考えられる場合は速やかに主治医への連絡、家族への連絡、医療機関への受診等、緊急性に対応した必要な措置を講じる。

（管理者の責務）

- 第43条 事業所の管理者は、従業者の管理及び特定施設の入居申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 事業所の管理者は、当該特定施設の従業者にこの節を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（衛生管理）

- 第44条 事業所は、入居者の使用する施設、食器、その他の設備、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう、努めなければならない。

（地域との連携）

- 第45条 事業の運営に当たっては、近隣の医療、介護施設或いは地域住民、又はその自発的な活動等との連携や協力を行うなど地域との交流に努める。

（個人情報取り扱い）

第46条 事業所は次の各号を目的に、入居者及びその家族の個人情報を使用する。

ア 介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合。

イ 福祉・介護学生の実習受け入れ機関である為、施設実習等において必要な場合。

2 個人情報の使用にあたり、次の各号を条件とする。

ア 個人情報の提供は、前項に掲げる目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

イ 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

ウ 実習学生において個人情報守秘の契約書を事前にとりかわしておくこと。

エ 入居者及びその家族に、事業所の個人情報使用に関して同意を文書をもって得ること。

3 事業所が使用する個人情報とは、入居者個人及びその家族に関する情報であり、氏名、住所、生年月日等、個人を特定できるものである。

(入居者の居室移動の条件及び手続き)

第47条 要介護度の変更及び状況により、必要に応じて安全のため居室の移動を利用者及び家族に説明、了解を得た後変更する。但し、緊急の場合を除く。

2 当施設は、介護状態の方の介護に適した状況であり、家賃も同額であるが、スタッフルームからの最短の居室への移動を行うことがある。

3 上記の場合、他の入居者の理解を得るよう説明を事前から要する。

(協力医療機関)

第48条 当事業所は、次の医療機関を協力機関とする。

一 野々市市蓮花寺町 56 街区 1

特定医療法人扇翔会 南ヶ丘病院

TEL 076-256-3366

FAX 076-256-2246

二 金沢市高尾南3丁目15番地

はやし歯科

TEL 076-296-0008

附 則

この規定は、平成25年 4月1日から施行する。

平成26年 4月1日改訂

平成26年11月1日改訂

平成27年 4月1日改訂

平成28年 9月1日改訂

平成29年 4月1日改訂

平成31年 4月1日改訂

令和 3年 6月2日改訂